

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

				資料番号	2-2	担当課	県民生活課
法令名	特定商取引に関する法律	根拠条項	15	不利益処 分の種類	通信販売に係る業務停止命 令、業務禁止 (役員への就任 禁止) 命令及び公表		
<p>(処分基準)</p> <p>○特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号) (販売業者等に対する業務の停止等)</p> <p>第15条 主務大臣は、販売業者若しくは役務提供事業者が第十一条、第十二条、第十二条の三(第五項を除く。)、第十二条の五、第十二条の六、第十三条第一項若しくは第十三条の二の規定に違反し若しくは前条第一項各号に掲げる行為をした場合において通信販売に係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同項の規定による指示に従わないときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、二年以内の期間を限り、通信販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。この場合において、主務大臣は、その販売業者又は役務提供事業者が個人である場合にあつては、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることの禁止を併せて命ずることができる。</p> <p>2 主務大臣は、前項前段の規定により業務の停止を命ずる場合において、当該販売業者又は当該役務提供事業者が個人であり、かつ、その特定関係法人において、当該停止を命ずる範囲の業務と同一の業務を行つていると認められるときは、当該販売業者又は当該役務提供事業者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、その特定関係法人で行つている当該同一の業務を停止すべきことを命ずることができる。</p> <p>3 主務大臣は、通信販売電子メール広告受託事業者が第十二条の四第一項若しくは同条第二項において準用する第十二条の三第二項から第四項までの規定に違反し若しくは前条第二項各号に掲げる行為をした場合において通信販売に係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は通信販売電子メール広告受託事業者が同項の規定による指示に従わないときは、その通信販売電子メール広告受託事業者に対し、一年以内の期間を限り、通信販売電子メール広告に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。</p> <p>4 主務大臣は、第一項又は第二項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。</p> <p>5 主務大臣は、第三項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。</p> <p>(権限委任)</p> <p>○特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号) (都道府県が処理する事務)</p> <p>第68条 (省略)</p> <p>○特定商取引に関する法律施行令(昭和51年政令第295号) (都道府県が処理する事務)</p> <p>第42条 (省略)</p>							